

沖縄県指定狩猟・鳥獣保護区

更新計画書

平成 27 年 11 月 15 日

沖縄県

1 鳥獣保護区の概要

(1) 鳥獣保護区の名称

狩俣・島尻鳥獣保護区

(2) 鳥獣保護区の区域

沖縄県宮古島市所在島尻漁港入口を起点とし、県道池間・大浦線向けに市道に沿って進み、同県道との交点を右折し、同県道に沿って北に進み、池間大橋手前で右折し、海岸線に出て、干潟及び海岸線に沿って起点に至る線により囲まれた区域。

(3) 鳥獣保護区の存続期間

平成 27 年 11 月 15 日から平成 47 年 11 月 14 日まで (20 年間)

(4) 鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

(5) 鳥獣保護区の指定目的

当該区域は沖縄県宮古島の北端の島尻及び狩俣区に位置し、点在する御嶽の植物群落は宮古島市の天然記念物に指定されており、大きな改変も受けず良好な状態が維持されている。また、干潟、砂浜、磯など多様な海岸環境が含まれており、島尻のマングローブ林をはじめ良好な海岸植生が存在する。

このような自然環境を反映して、キンバト、ハヤブサ、オオクイナ、アカアシシギ、ミサゴ、ヤエヤマオオコウモリ等、希少な鳥獣が確認されている。

このように、当該区域は、希少な鳥獣が生息する良好な自然環境を有していることから、引き続き鳥獣の生息環境を保全するため、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 28 条第 1 項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

なお、当該区域は、昭和 45 年 3 月に狩俣鳥獣保護区として指定され、昭和 50 年に拡大とともに特別保護地区を除外、昭和 60 年、平成 7 年に更新されている。また、平成 7 年更新時に名称が狩俣・島尻鳥獣保護区に改められた。

2 鳥獣保護区の保護に関する指針

(1) 保護管理方針

- 1) 鳥獣のモニタリング調査を通じて、当該区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。
- 2) 鳥獣の生息環境を脅かすような人の不用意な行為を防止するため、現場の巡視、関係地方公共団体、NPO、地域住民等と連携した普及啓発活動等に取り組む。

3 更新の理由

当該区域は国指定天然記念物に指定されているキンバトを始めハヤブサやオオクイナ、ヤエヤマオオコウモリなど希少な鳥獣の生息が確認されており、当該鳥獣の生息に必要な自然環境が良好に保たれていると考えられることから、引き続きこれらの鳥獣の保護繁殖を図る必要があるため。

4 更新する鳥獣保護区の土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 200 ha

内訳

ア 形態別内訳

林 野	47 ha
農耕地	73 ha
水 面	75 ha (うち干潟面積：60 ha)
その他	5 ha

イ 所有者別内訳

国有地	- ha
地方公共団体有地	- ha
私有地等	125 ha
公有水面	75 ha

ウ 他の法令（条例を含む）による規制区域

自然公園法による地域	- ha
文化財保護法による地域	15 ha

5 更新する区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該地域の概要

ア 鳥獣保護区の位置

当該区域は、沖縄県宮古島北端の狩俣区及び島尻区に位置し、点在する御嶽の周辺の植物群落は宮古島市指定の天然記念物となっている。

イ 地形、地質等

当該区域の地形は、南北に断層崖が位置し石灰岩堤が発達している。また、海域は礁池・イノーとなっている。

表層地質はほとんどが琉球層群琉球石灰岩からなっており、一部島尻層群泥岩・泥岩となっている。マングローブ林が発達した湾内は与那嶺層粘板岩となっている。

土壌は、ほとんどが礫質、細粒及び乾性塩基系の暗赤色土壌に覆われている。

ウ 植物相の概要

当該区域の植生は、主に平地には畑雑草群落、崖部にはモクマオウ類植林、ナガミボショウジ・リュウキュウガキ群落、ガジュマル・クロヨナ群落、海岸にはアダン群落が分布している。

エ 動物相の概要

当該区域では、これまで、オオクイナやシロチドリを始めとする 55 種類の鳥類が確認されている。その中には国指定天然記念物のキンバトやアカヒゲが含まれる。また、これまで 9 種のほ乳類が確認されており、中には絶滅したとされるミヤココキクガシラコウモリが含まれる。平成 25 年度の現地調査により生息が確認された鳥獣は下記(2)のとおり、鳥類 24 科 45 種、哺乳類 5 科 5 種である。

(2) 生息する鳥獣類

ア 鳥類

目	科	種名ないし亜種名	種の指定等
ペリカン目	ウ科	カワウ	
コウノトリ目	サギ科	ヨシゴイ ダイサギ コサギ クロサギ アオサギ	N T
カモ目	カモ科	コガモ ヒドリガモ	
タカ目	タカ科	ミサゴ サシバ	N T V U
	ハヤブサ科	<u>ハヤブサ</u>	V U 国内希少

		チョウゲンボウ	
ツル目	クイナ科	<u>オオクイナ</u> シロハラクイナ バン	E N
チドリ目	チドリ科	シロチドリ ムナグロ	V U
	シギ科	キョウジョシギ ハマシギ <u>アカアシシギ</u> アオアシシギ キアシシギ イソシギ チュウシャクシギ タシギ	N T V U
ハト目	ハト科	キジバト <u>キンバト</u>	国天、E N 国内希少
フクロウ目	フクロウ科	リュウキュウコノハズク アオバズク	
ヨタカ目	ヨタカ科	ヨタカ	N T
ブッポウソウ目	カワセミ科	カワセミ	
スズメ目	ツバメ科	ツバメ リュウキュウツバメ	
	セキレイ科	キセキレイ ハクセキレイ	
	ヒヨドリ科	ヒヨドリ	
	ツグミ科	<u>アカヒゲ</u> イソヒヨドリ	国天、V U 国内希少
	ウグイス科	ウグイス キマユムシクイ セッカ	
	メジロ科	メジロ	
	アトリ科	アトリ	
	ハタオリドリ科	スズメ	
	カラス科	ハシブトガラス	
合計	11 目	21 科	45 種

イ 哺乳類

目	科	種名ないし亜種名	種の指定等
モグラ目	トガリネズミ科	ジャコウネズミ	
コウモリ目	オオコウモリ科	クビワオオコウモリ	
ネコ目	ネコ科	ノネコ	
	イタチ科	イタチ	
ネズミ目	ネズミ科	クマネズミ	
合計	4目	5科	5種

(注)

- 鳥獣の目・科・種(和名)及び配列は、日本野生鳥獣目録(2002年7月、環境省自然環境局野生生物課)に拠った。
- 種の指定等の要件は次のとおりである。
 国天：国指定天然記念物 特天：国指定特別天然記念物
 レッドリスト(平成24年環境省)(ア鳥類)
 レッドリスト(平成24年環境省)(イ哺乳類)
 CR：絶滅危惧 A類、EN：絶滅危惧 B類、VU：絶滅危惧 類
 NT：準絶滅危惧、DD：情報不足 LP：絶滅のおそれのある地域個体群
 国内希少：絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国内希少種
 国際希少：絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国際希少種
 特定外来：特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律による特定外来生物
- 印は一般的に見られる鳥獣。アンダーラインは鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第7条第6項第1号により特に保護を図る必要があるものとして環境省令で定める鳥獣及び天然記念物に指定された鳥獣。

(3) 当該地域の農林水産物の被害状況

なし

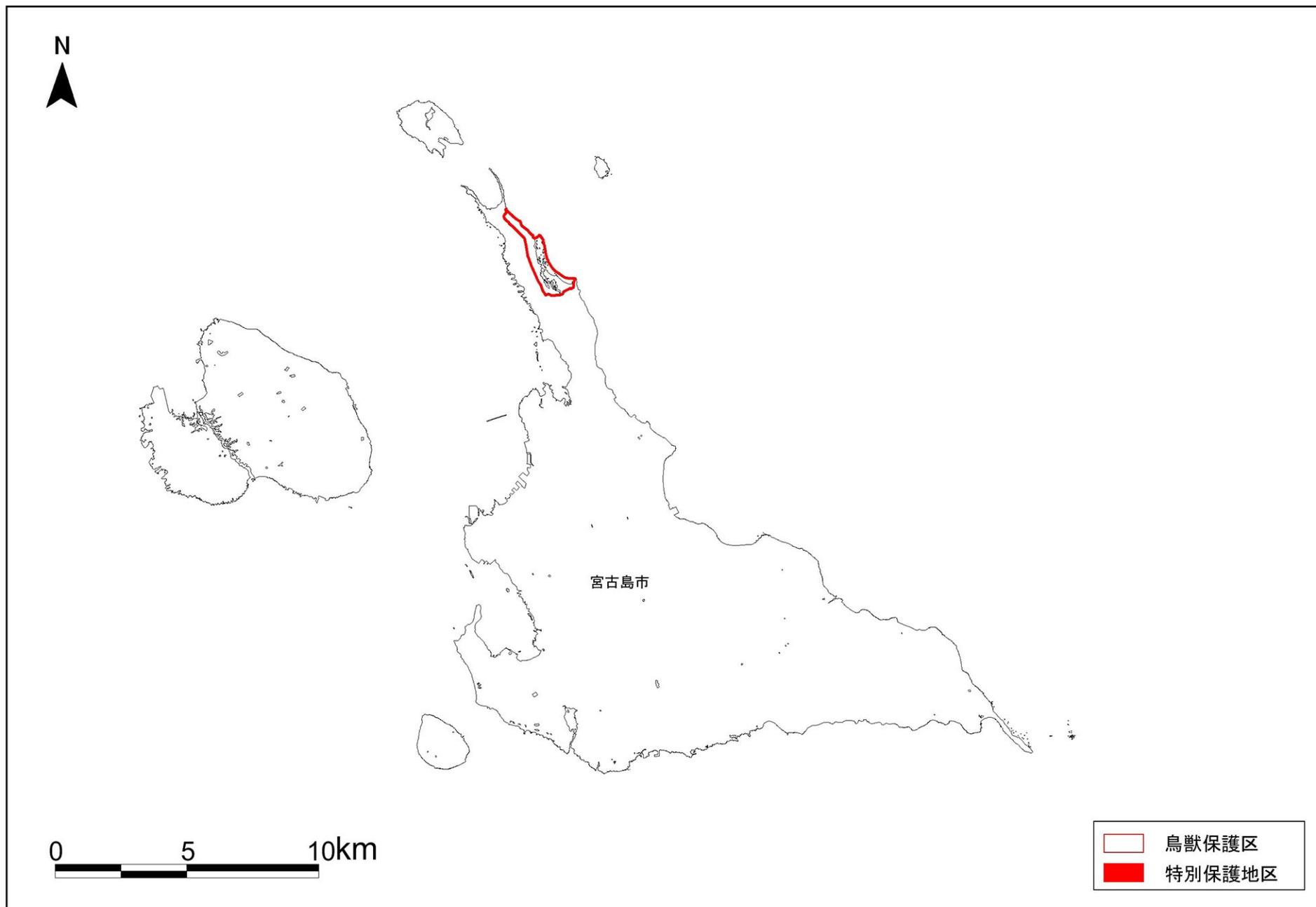
6 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項

当該区域において、鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設を設置することにより損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失の補償をする。

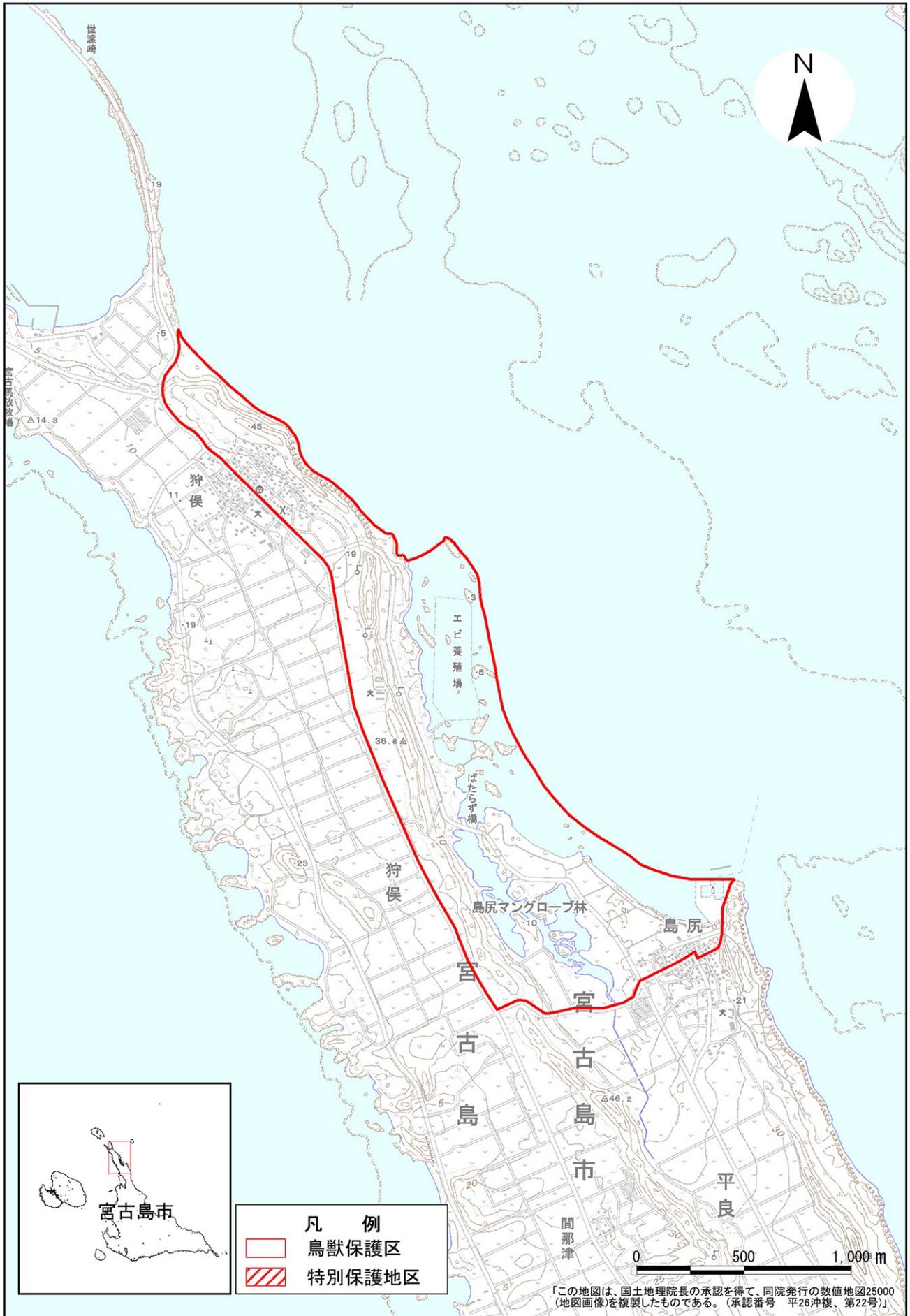
7 鳥獣保護区の維持管理に関する事項

鳥獣保護区制札 2 本

沖縄県指定狩俣・島尻鳥獣保護区位置図



沖縄県指定狩俣・島尻鳥獣保護区区域図



沖縄県指定狩俣・島尻鳥獣保護区区域説明図

